富山県の項を次のように改める。

富山県	富山市（旧婦負郡山田村及び旧同郡細入村の区域に限る。）、南砺市（旧東砺波郡城端町、旧西砺波郡福光町、旧同郡井波町、旧同郡井口村及び旧同郡利賀村の区域に限る。）、射水市（旧新湊市、旧小杉町、旧大門町、旧下村及び旧大島町の区域に限る。）、舟橋村、上市町、立山町、入善町、下新川郡朝日町（旧同郡宮崎村及び旧同郡境村の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

石川県の項を次のように改める。

石川県	七尾市（旧鹿島郡中島町及び旧同郡能登島町の区域に限る。）、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市（旧河北郡津幡町及び旧同郡内灘町の区域に限る。）、白山市（旧石川郡吉野谷村、旧同郡鳥越村及び旧同郡白峰村の区域に限る。）、能美市、野々市市、川北町、中能登町、鳳珠郡穴水町、同郡能登町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

福井県の項を次のように改める。

福井県	福井市（旧足羽郡美山町及び旧丹生郡越廼村の区域に限る。）、大野市（旧大野郡和泉村の区域に限る。）、今立郡池田町、南条郡南越前町（旧同郡越前町の区域に限る。）、丹生郡越前町（旧同郡越前町の区域に限る。）、敦賀市、小浜市、大飯郡おおい町、高浜町、三方上中郡若狭町（旧三方郡三方町、旧上中町の区域に限る。）、三方郡美浜町、遠敷郡名田庄村の区域に限る。	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県の項を次のように改める。

山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南部町、身延町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、西八代郡上九一色村の区域に限る。）、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

長野県の項を次のように改める。

長野県	長野市（旧上水内郡戸隠村、旧同郡鬼無里村、旧同郡信州新町、旧同郡小川村及び旧同郡柏原村の区域に限る。）、松本市（旧東筑摩郡四賀村及び旧南安曇郡安曇村の区域に限る。）、上田市（旧小県郡下塩尻村及び旧同郡武石村の区域に限る。）、岡谷市、飯田市（旧下伊那郡伊那町、旧同郡高遠町及び旧同郡上郷村の区域に限る。）、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市（旧下伊那郡伊那町、旧同郡高遠町及び旧同郡上郷村の区域に限る。）、駒ヶ根市、中野市（旧下高井郡中野町及び旧同郡豊田村の区域に限る。）、大町市（旧北安曇郡大町市、旧同郡八坂村及び旧同郡美麻村の区域に限る。）、飯山市、茅野市、塩尻市（旧東筑摩郡宗賀村及び旧同郡洗馬村の区域に限る。）、佐久市（旧北佐久郡臼田町、旧同郡浅科村及び旧同郡望月町の区域に限る。）、千曲市（旧更級郡更北村及び旧埴科郡戸倉町の区域に限る。）、東御市（旧小県郡東部町及び旧同郡北御牧村の区域に限る。）、安曇野市（旧南安曇郡豊科町、旧同郡穂高町及び旧同郡三郷村の区域に限る。）、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上村、南信濃村、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

岐阜県の項を次のように改める。

岐阜県	高山市（旧大野郡清見村、旧同郡荘川村、旧同郡久々野町、旧同郡朝日村、旧同郡高根村及び旧吉城郡上宝村の区域に限る。）、関市（旧武儀郡洞戸村、旧同郡坂取村、旧同郡武儀町及び旧同郡上之保村の区域に限る。）、中津川市（旧長野県木曽郡山口村の区域に限る。）、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市（旧恵那郡串原村及び旧同郡上矢作町の区域に限る。）、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市（旧山県郡美山町の区域に限る。）、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市（旧郡上郡明宝村及び旧同郡和良村の区域に限る。）、下呂市、揖斐郡揖斐川町、北方町、海津市、岐南町、笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、関ケ原町、安八郡神戸町、輪之内町、安八町、揖斐郡揖斐川町、大野郡白川町、同郡東白川村、加茂郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、大野郡白川村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

静岡県の項を次のように改める。

静岡県	浜松市（旧周智郡春野町、旧磐田郡龍山村、旧同郡佐久間町及び旧同郡水窪町の区域に限る。）、沼津市（旧田方郡戸田村の区域に限る。）、島田市（旧榛原郡川根町の区域に限る。）、伊豆市（旧田方郡土肥町、旧賀茂郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町）、榛原郡川根本町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

愛知県の項を次のように改める。

愛知県	豊田市（旧西加茂郡小原村、旧東加茂郡足助町、旧同郡旭町及び旧北設楽郡稲武町の区域に限る。）、新城市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

三重県の項を次のように改める。

三重県	津市（旧一志郡美杉村の区域に限る。）、松阪市（旧飯南郡飯南町及び旧同郡飯高町の区域に限る。）、尾鷲市、鳥羽市（旧志摩郡加茂村、旧同郡桃取村及び旧同郡菅島村の区域に限る。）、熊野市、多気郡大台町、同郡度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

滋賀県の項を次のように改める。

滋賀県	長浜市（旧伊香郡余呉町の区域に限る。）、高島市（旧高島郡朽木村の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

京都府の項を次のように改める。

京都府	京都市（旧北桑田郡京北町の区域に限る。）、福知山市（旧天田郡三和町、旧同郡夜久野町及び旧加佐郡大江町の区域に限る。）、宮津市、京丹後市（旧竹野郡丹後町及び旧熊野郡久美浜町の区域に限る。）、南丹市（旧船井郡京丹波町、同郡和束町、同郡相楽郡笠置町、同郡南山城村）、京丹後市（旧与謝郡伊根町）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

兵庫県の項中「平成十九年八月四日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

奈良県の項を次のように改める。

奈良県	五條市、宇陀市（旧宇陀郡菟田野町及び旧同郡室生村の区域に限る。）、山辺郡山添村、同郡曽爾村、同郡御杖村、吉野郡吉野町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで